

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 19 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

高尾集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 19 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

2 経営体数

法人	0 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手がない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落周辺に防護策を連携して設置し、鳥獣害を減少していく。
- ・担い手を中心に肥料や農薬等の共同購入、農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・営農・維持管理作業を請負う定年帰農業者による組織を設立し、耕作放棄地を削減していく。
- ・集落内の中心経営体への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。